

パートナーシップ構築宣言 ひな形の一部改正について

令和7年12月

内閣府 政策統括官（経済財政運営担当）付 参事官（産業・雇用担当）

中小企業庁 事業環境部 取引課

パートナーシップ構築宣言のひな形改正について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や振興基準・望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
- パートナーシップ構築宣言のひな形は、振興基準を引用しているところ、振興基準の改正を踏まえ、ひな形を改正する。あわせて、ひな形制定時（2020年）からの時代変化や運用上の課題を踏まえた改正も行う。

<ひな形の改正内容>

改正事項	背景	改正内容
サプライチェーンとの連携	□ 振興基準前文において、「サプライチェーンの深い層」も含めて、サプライチェーン全体の共存共栄の必要性を謳うこととなった。	□ 「サプライチェーンの深い層」の用語を用いる形に改正。
テレワーク導入とBCP	□ ひな形制定時がコロナ禍中であったことから、定型部分において「取引先のテレワーク導入やBCP策定の助言等の支援」の記述があるも、現在は状況が変化。	□ テレワーク導入支援等について、定型部分からは削除し、各企業がサプライチェーンの共存共栄を目指して取り組む事項として選択して記載する個別項目に盛り込む。
振興基準全体の遵守	□ 現行ひな形は、振興基準を一部抜粋・要約し、ひな形に直接記載。 □ 直接記載部分のみ遵守すればよいとの誤解から、振興基準に反する記載に修正して申請を行う企業も見受けられる。	□ 今回の法改正により、企業による振興基準全体の理解がますます重要になるため、振興基準全体を遵守する旨をシンプルに明確化。 □ 事業者には振興基準の理解を徹底させるため振興基準の内容を理解した上で宣言する旨の記述を追加。
法改正に伴う用語の変更	□ 改正受託中小企業振興法成立に伴い、「下請」等の用語が変更される。	□ 所要の用語改正を行う。

(参考) 「パートナーシップ構築宣言」 ひな形 (2026年1月から適用)

パートナーシップ構築宣言ひな形 新旧対照表 (1/2)

改正後	改正前
表題 「パートナーシップ構築宣言」のひな形 (2026年1月版) 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 <u>直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の</u>取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。 (個別項目) a. 企業間の連携 (オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、<u>取引先のテレワーク導入支援</u> 等) (個別項目) <u>f. BCP/事業継続 (取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等)</u> 2. 「振興基準」の遵守 <u>発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行 (受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)</u>を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。 2. 「振興基準」の遵守 ※ 「<u>中小受託</u>取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」場合には、その旨記載ください。	表題 「パートナーシップ構築宣言」のひな形 (2025年6月版) 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 <u>直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける (「Tier N」から「Tier N+1」へ)</u> ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。<u>その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP (事業継続計画) 策定の助言等の支援も進めます。</u> (個別項目) a. 企業間の連携 (オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等) 追加 2. 「振興基準」の遵守 <u>親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行 (下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)</u>を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。 2. 「振興基準」の遵守 ※ 「<u>下請取引</u>以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」という下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

(参考) 「パートナーシップ構築宣言」 ひな形 (2026年1月から適用)

パートナーシップ構築宣言ひな形 新旧対照表 (2/2)

改正後	改正前
2. 「振興基準」の遵守 <u>①～⑤ 削除</u>	2. 「振興基準」の遵守 <u>①～⑤ (略)</u>
(署名欄) <u>受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言をします。</u>	追加